

白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画 (改定案)

令和8年 月改定

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	
第1章 改定にあたって	1
第2章 白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の位置付け	2
第3章 本計画の対象	3
第4章 本計画の見直し	3
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	8
第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	10
第2章 白岡市新型インフルエンザ等対策本部について	13
第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	19
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	20
第1節 準備期	20
第2節 初動期	20
第3節 対応期	21
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	24
第3節 対応期	26
第3章 まん延防止	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	28
第3節 対応期	29
第4章 ワクチン	30
第1節 準備期	30
第2節 初動期	31
第3節 対応期	32

第5章 保健	35
第1節 準備期	35
第2節 初動期	36
第3節 対応期	36
第6章 物資	38
第1節 準備期	38
第2節 初動期	38
第3節 対応期	39
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	41
第1節 準備期	41
第2節 初動期	42
第3節 対応期	42
用語集（五十音順）	45

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 改定にあたって

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年の周期で、型が大きく変わっています。新しい型のインフルエンザウイルスは、出現すると多くの人が免疫を持っていないために、世界的な大流行(パンデミック)を起こし、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響を生じさせる可能性があります。

新型インフルエンザ等の対策強化を図るため、平成25年に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が施行されました。これを受け、国は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を、県では「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を策定しました。市においても、国の指針に基づき、平成26年に「白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

また、新型のウイルスや未知の感染症の中には、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

令和2年1月に国内で感染が確認された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、「新型コロナ」という。)については、同年3月には特措法が改正され、同法の適用対象となりました。

市では、新型コロナに当たって、「白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を令和4年2月に改定し、これに基づき様々な取組を行ってきました。

国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。)上の5類感染症に位置付けられました。

3年超にわたって新型コロナとの対峙を通じて、感染症危機が、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったこと、そして、感染症危機は新型コロナ対応のみで終わるものではなく、新たなる感染症危機が将来必ず発生するものであることを認識しました。

このたび、国では、新型コロナへの対応を踏まえ令和6年7月に政府行動計画を、県でも令和7年1月に県行動計画を改定しました。

このため、市においても、新型コロナへの対応並びに政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、「白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定しました。

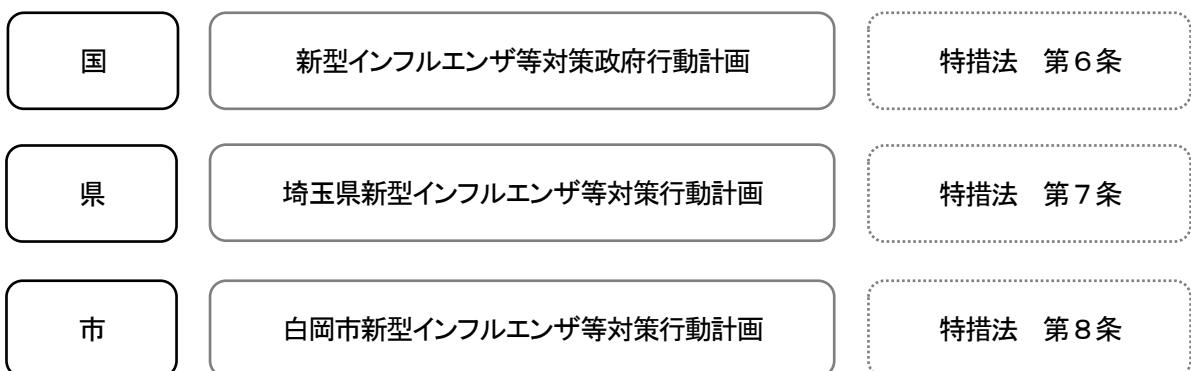
第2章 白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の位置付け

本計画は、特措法第8条に基づく、「市町村行動計画」です。

特措法では、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様の危険性があり、社会的影響が大きい感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としています。

また、特措法は、国・地方公共団体・指定地方公共機関等・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっています。

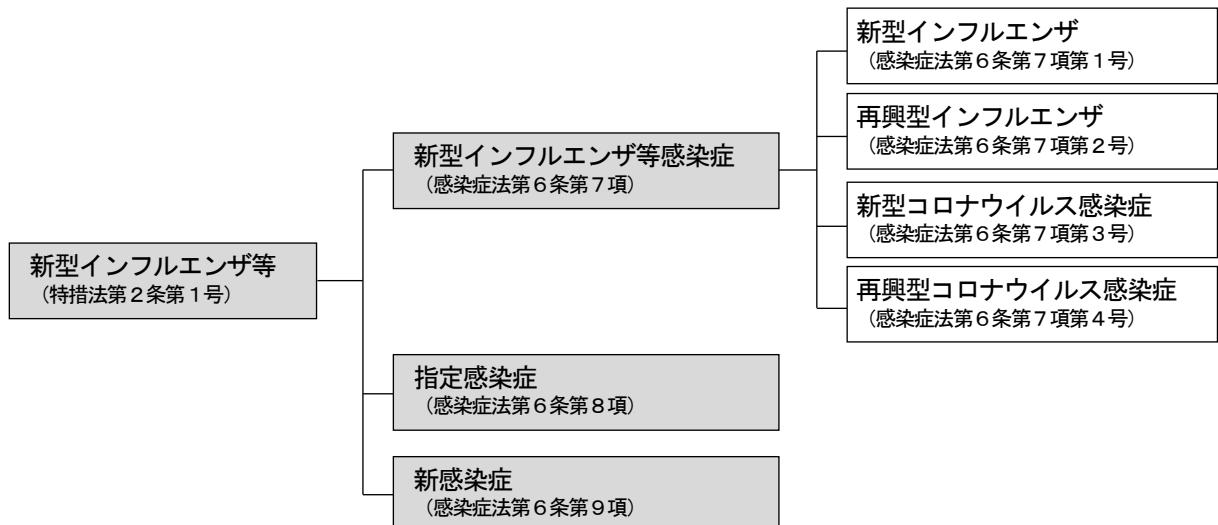
本計画の改定にあたっては、特措法第6条に基づく政府行動計画及び特措法第7条に基づく県行動計画等との整合性を図ります。



第3章 本計画の対象

本計画において対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、特措法第2条第1号に基づき、以下のとおりとします。

- （1）感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- （2）感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速にまん延するおそれがあるもの）
- （3）感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）



第4章 本計画の見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画や県行動計画が見直された場合などは、必要に応じ適時適切に本計画の変更を行います。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や県内、本市への侵入も避けられないと考えられます。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねません。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがり患するものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの服务能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

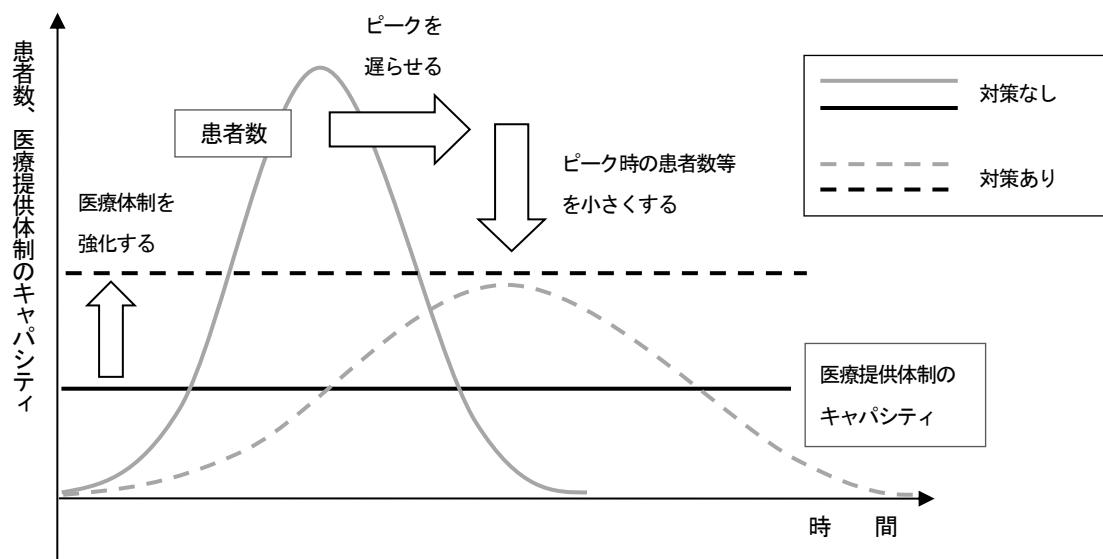
（1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ② 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくて医療体制への負荷を軽減すること、及び医療体制を強化することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

（2）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ① 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減します。
- ② 市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保します。
- ③ 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らします。
- ④ 事業継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

＜対策の効果（概念図）＞



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、政府行動計画及び県行動計画に基づき、次の点を柱として対策の選択肢を示すものです。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、本計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。

発生前の段階（準備期）では、地域における医療提供体制の整備、市民に対する啓発や市・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要드립니다。

国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替えます。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内、県内及び市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要です。

政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の対応期のうち、国内の発生当初の時期（対応期1）では、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染力等が高い場合のリスクを想定し、強度の高いまん延防止対策を実施します。このとき、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととします。

国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期2）では、国、県、市、事業者等は、相互に連携し、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があります。

一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定されます。

このため、不測の事態にも対応できるよう、社会の状況を把握し、臨機応変に対処してい

くことが求められます。

また、市は県対策本部と調整の上、地域の実情等に応じて柔軟に対策を講ずるとともに、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行います。

その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期3）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。

最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（対応期4）を迎えます。

準備期（平時）		発生前の段階
初動期		国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	対応期1	国内の発生当初の時期
	対応期2	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
	対応期3	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	対応期4	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市、国、県又は指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。このため、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有の基盤となるDXの推進等を行います。

（2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。このため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

（3）基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、市民及び市内事業者（以下、「市民等」という。）の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとします。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題であります。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

（4）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ

等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

市は、特に必要あると認めるときは、県に対して新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設、障がい者施設、児童養護施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、感染症有事に備えます。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

（1）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下、「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

（2）県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制

を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備します。

また、措置協定の内容とともに、県行動計画で定める各対策の実効性を確保するため、埼玉版F EMAの訓練を毎年度実施し、関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築することにより、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげることとします。

さらに、感染症有事の情報収集体制を整備するとともに、関係機関と連携のもと、諸外国の先行事例や論文等の分析を含めた調査研究を行います。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関等で構成される埼玉県感染症対策連携協議会（以下、「連携協議会」という。）等を通じ、埼玉県地域保健医療計画等について協議を行うことが重要であります。

また、感染症法における予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C Aサイクルに基づき改善を図ります。

【市】

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

（3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要であります。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

（4）指定地方公共機関等の役割

指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、

新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要であります。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

第2章 白岡市新型インフルエンザ等対策本部について

（1）市対策本部の設置

市長は、県が緊急事態措置対象区域となった場合、特措法第34条に基づき、直ちに市対策本部を設置します。

なお、緊急事態措置が実施されていない場合であっても、市民生活及び市民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるときは、国や県の動向を勘案し、市対策本部を設置して対策を講じることとします。

※特措法に基づく、緊急事態を実施すべき期間は「2年を超えない期間。ただし、1年の延長は可能」となっています(特措法第32条)。

（2）市対策本部の設置場所

市対策本部は、市役所仮設本庁舎多目的室に設置します。

（3）市対策本部の運営

① 本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針、重要事項の協議及び連絡調整を行います。

■ 本部会議の協議、調整事項

- 新型インフルエンザ等対策の基本方針に関すること。
- 動員配備体制に関すること。
- 各部間の調整事項の指示に関すること。
- 県、関係機関との連絡調整に関すること。
- 新型インフルエンザ等対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 市独自の新型インフルエンザ等対策に関すること。
- その他、新型インフルエンザ等の拡大の防止に関すること。

② 本部会議の事務分掌

職名	担当者名	事務分掌
本部長	市長	本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。(順位は副市長、教育長とする。)
本部員	経営企画部長、総務部長、生活経済部長、健康福祉部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、企画政策課長、総務課長、財政課長、健康増進課長、教育指導課長、その他関係課長	本部長の命を受け本部の事務に従事する。副市長、教育長に事故があるときは、その職務を経営企画部長が代理する。
本部事務局	安心安全課長	本部会議の事務局として従事する。

消防	市の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員
----	--------------------------

(4) 市対策本部組織

市の対策本部の構成は、次のようになります。

■ 対策本部の構成

部名	構成課名
経営企画部	企画政策課、財政課、ファシリティマネジメント推進課、DX推進課
総務部	総務課、税務課、市民課、安心安全課、会計課、議会事務局
生活経済部	地域振興課、環境課、商工観光課、農政課、文化・スポーツ振興課
健康福祉部	福祉課、高齢介護課、保険年金課、子育て支援課、こども保育課、健康増進課
教育部	教育総務課、教育指導課、生涯学習課、魅力ある学校づくり推進室
応援部	街づくり課、道路課、建築課、経営課、上下水道課

(5) 各部の事務分掌

新型インフルエンザ等対策本部における各部の事務分掌は、次のようになります。

■ 各部の事務分掌

【経営企画部】

課名	事務分掌
企画政策課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関すること。 ②市独自の新型インフルエンザ等対策に関すること。 ③新型インフルエンザ等の情報収集、伝達及び報告に関すること。 ④新型インフルエンザ等の市民に対する広報の一元化に関すること。 ⑤報道機関への連絡及び対応に関すること。 ⑥本部役員の秘書に関すること。
財政課	①緊急予算編成及び資金調達に関すること。
ファシリティマネジメント推進課	①庁舎等の感染予防対策に関すること。 ②公用自動車の需要調整及び集中運用に関すること。
DX推進課	①DXの推進に関すること。

【総務部】

課名	事務分掌
総務課	①職員の感染に関すること。 ②職員の動員及び人員配置に関すること。 ③派遣職員及び被派遣職員等の人事並びに報酬に関すること。 ④職員の衛生管理に関すること。
税務課	①部内の応援に関すること。
市民課	①遺体の埋・火葬許可等に関すること。
安心安全課	①市対策本部の設置及び運営に関すること。 ②市対策本部会議の記録の作成、保存、公表に関すること。 ③国・県との連携に関すること。 ④災害時の避難所の感染症予防対策に関すること。
会計課	①新型インフルエンザ等対策に必要な金銭の出納に関すること。
議会事務局	①議会への報告に関すること。 ②議員の感染に関すること。

【生活経済部】

課名	事務分掌
地域振興課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関すること。 ②市民相談窓口の開設に関すること。 ③要配慮者(外国人)の支援に関すること。 ④人権擁護に関すること。 ⑤コミュニティセンターの利用に関すること。 ⑥コミュニティセンターにおける感染予防対策に関すること。
環境課	①遺体の安置等に関すること。 ②蓮田白岡衛生組合との連絡調整に関すること。
商工観光課	①事業者支援に関すること。 ②生活必需品等の調達及び配布に関すること。
農政課・農業委員会	①食料の調達及び配布に関すること。 ②所管施設の利用に関すること。 ③所管施設における感染予防対策に関すること。
文化・スポーツ振興課	①社会体育施設の利用に関すること。 ②社会体育施設における感染予防対策に関すること。

【健康福祉部】

課名	事務分掌
福祉課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関すること。 ②要配慮者(避難行動要支援者登録制度)の把握に関すること。 ③要配慮者及び自宅療養者等の支援に関すること。 ④障がい者福祉施設の利用に関すること。 ⑤障がい者福祉施設等における感染予防対策に関すること。 ⑥障がい者福祉施設利用者の集団発生状況の把握等に関すること。
高齢介護課	①要配慮者(高齢者)の支援に関すること。 ②高齢者福祉施設の利用に関すること。 ③高齢者福祉施設等における感染予防対策に関すること。 ④高齢者福祉施設(介護老人福祉施設等)における集団発生状況の把握等に関すること。
保険年金課	①部内の応援に関すること。
子育て支援課	①児童施設(児童館等)の利用に関すること。 ②児童施設(児童館等)における感染予防対策に関すること。 ③児童施設(児童館等)利用者の集団発生状況の把握等に関すること。
こども保育課	①児童施設(保育所等)の利用に関すること。 ②児童施設(保育所等)における感染予防対策に関すること。 ③児童施設(保育所等)利用者の集団発生状況の把握等に関すること。
健康増進課	①医療に関すること。 ②予防接種(特定接種・住民接種)に関すること。 ③保健所等関係機関との連絡調整に関すること。 ④感染予防対策に関すること。 ⑤自宅療養者の支援に関すること。

【教育部】

課名	事務分掌
教育総務課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関すること。 ②学校給食に関すること。 ③小・中学校施設の利用に関すること。
教育指導課	①小・中学校の休校等に関すること。 ②小・中学校における感染予防対策に関すること。 ③小・中学校における集団発生状況の把握等に関すること。
生涯学習課	①社会教育施設の利用に関すること。 ②社会教育施設における感染予防対策に関すること。
魅力ある学校づくり推進室	①部内の応援に関すること。

【応援部】

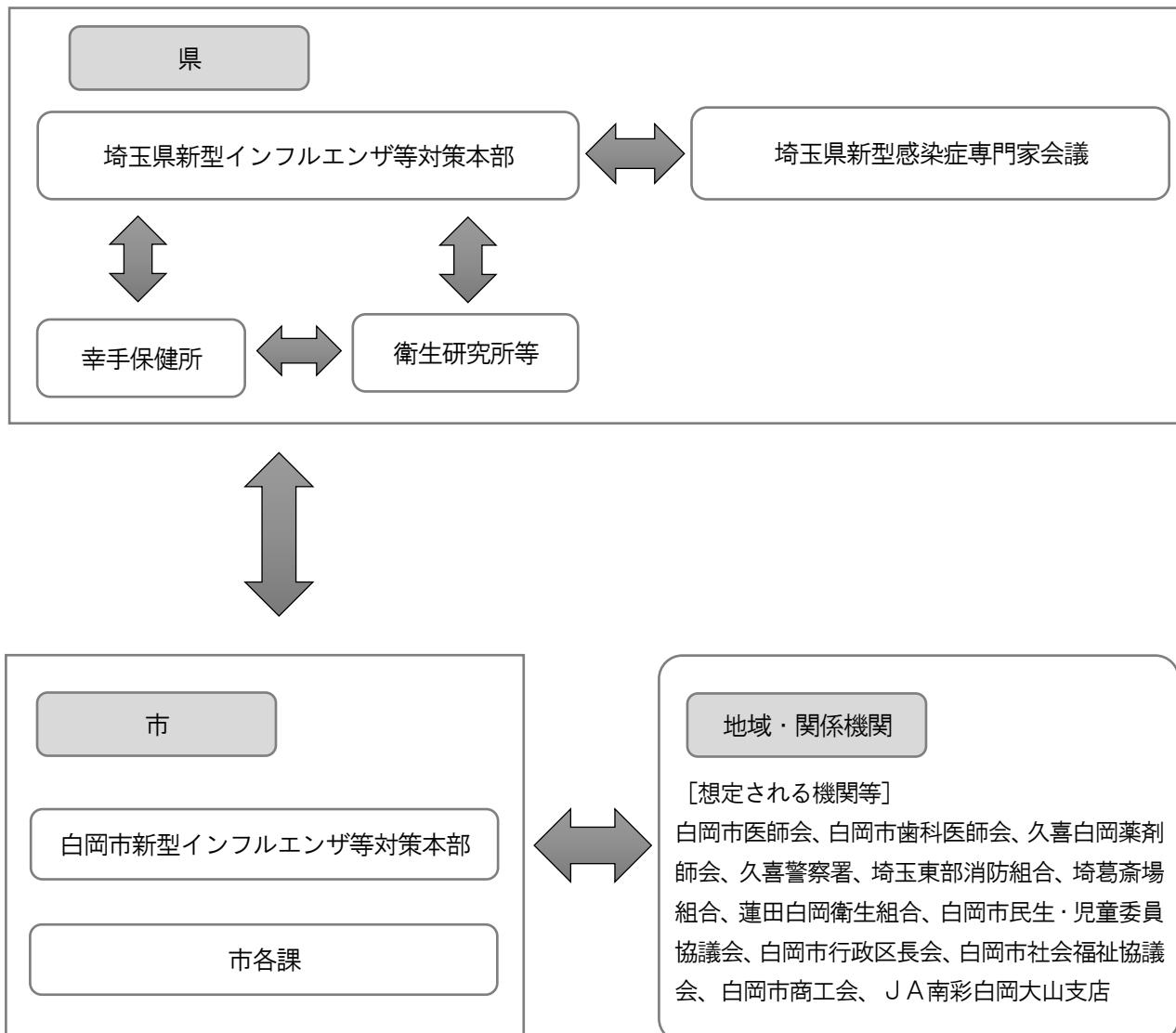
課名	事務分掌
街づくり課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関すること。 ②各部・課に対する応援に関すること。 ③所管施設の利用に関すること。 ④所管施設における感染予防対策に関すること。
道路課	①各部・課に対する応援に関すること。
建築課	①各部・課に対する応援に関すること。
経営課	①各部・課に対する応援に関すること。
上水下道課	①水の安定供給に関すること。 ②各部・課に対する応援に関すること。

(6) 職員配備基準

新型インフルエンザ等の市内での発生状況等によって、職員の配備基準は異なりますが、市対策本部の設置当初の配備基準は、市地域防災計画における「非常体制第1配備」(市内で震度5強の地震が発生したとき等)とします。各課1/3以上の職員を配置するものとします。

（7）県や関係機関と連携した対策体制

新型インフルエンザ等対策は、以下のように県、市、地域・関係機関が、必要に応じて連携しながら推進していくものとします。



第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

本計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものであります。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするために、以下の7項目を本計画の主な対策項目とします。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

第1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全国一体となった取組を推進することが重要であります。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、感染症有事に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化します。

第2 所要の対応

1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。【安心安全課・健康増進課】

2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) 市は、市行動計画を作成・変更します。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。【健康増進課】
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するためには必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更します。【健康増進課・全課】
- (3) 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定めます。【健康増進課】
- (4) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行います。【安心安全課・健康増進課】

3 国及び県等の連携の強化

- (1) 市は、国、県及び指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。【安心安全課・健康増進課】
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。【安心安全課・健康増進課・関係課】

第2節 初動期

第1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把

握とともに、市民の生命及び健康を守るため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、準備期における検討等に基づき、市対策本部の設置準備を進め、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

第2 所要の対応

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(1) 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。【安心安全課】

(2) 市は、必要に応じて、第1節準備期・第2・2及び3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。【安心安全課・健康増進課・全課】

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。【財政課】

第3節 対応期

第1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、収束するまで途中の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要であります。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、重症者・死亡者の極小化及び社会経済活動との両立を図りながら感染症危機に対応することを目指します。

第2 所要の対応

1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

(1) 対策の実施体制

ア 市は、県や関係機関等と連携し、市内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を構築した上で、収集した情報及びリスク評価を踏まえ、市内の実情に応じた新型インフルエンザ等対策を実施します。【健康増進課】

イ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な

対策を講じます。【総務課】

(2) 職員の派遣・応援への対応

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。【安心安全課・健康増進課】

イ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。【安心安全課・健康増進課】

(3) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。【財政課】

2 緊急事態措置の検討等について

(1) 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置します。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。【安心安全課】

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

(1) 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。

【安心安全課】

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

第1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要であります。

このため、平時から、市は、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目、手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定めます。

第2 所要の対応

1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1) 感染症に関する情報提供・共有

市は、新型コロナの取組を風化させることのないよう、平時から国等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動やその対策等について、市民等の理解を深めるため、SNS等の各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行います。これらの取組を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、健康福祉部、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。また、学校等においては、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行います。【健康増進課・企画

【企画政策課・地域振興課・福祉課・高齢介護課・こども保育課・教育総務課・教育指導課】

(2) 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。【企画政策課・地域振興課・健康増進課】

(3) 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発等を行います。これらの取組を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。【企画政策課・健康増進課】

2 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、市民等へ情報提供・共有する内容について整理します。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理します。【健康増進課・企画政策課・地域振興課・福祉課・高齢介護課・教育総務課・教育指導課】

イ 市として一体的かつ整合的な、いわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制や方法を整理します。【企画政策課・健康増進課】

(2) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

ア 市は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手である市民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備します。【企画政策課・健康増進課】

イ 市は、国からの要請を受けて、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進めます。【健康増進課】

第2節 初動期

第1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新

型インフルエンザ等の特性や対策の状況等に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

第2 所要の対応

1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(1) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。

なお、初動期以降においては、特に市民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報について、迅速に市民に情報提供・共有します。【健康増進課・企画政策課・地域振興課・福祉課・高齢介護課・教育総務課・教育指導課】

(2) 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、関係機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるホームページを立ち上げます。【企画政策課・健康増進課】

2 双方向のコミュニケーションの実施

(1) 市は、国からの要請を受けて、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置します。【健康増進課】

(2) 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手である市民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコ

ミュニケーションを行うよう努めます。【健康増進課・企画政策課】

3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有します。

また、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、市等の広報媒体を通じた積極的な発信を継続します。

【企画政策課・地域振興課・健康増進課】

第3節 対応期

第1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要であります。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、双方面のリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有とともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

第2 所要の対応

1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(1) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、市内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分

でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。

なお、市民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報については、引き続き市民に情報提供・共有します。【健康増進課・企画政策課・地域振興課・福祉課・高齢介護課・教育総務課・教育指導課】

(2) 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、市、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるホームページを運営します。【企画政策課・健康増進課】

2 双方向のコミュニケーションの実施

(1) 市は、国からの要請を受けて、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を継続します。【健康増進課】

(2) 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手である市民等の反応や関心を把握し、双向のリスクコミュニケーションを行うよう努めます。【健康増進課・企画政策課】

3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有します。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市及びNPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知します。

また、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発等を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、市等の広報媒体を通じた積極的な発信を継続します。【企画政策課・DX推進課・地域振興課・健康増進課】

第3章 まん延防止

第1節 準備期

第1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護します。

また、感染症有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や市内事業者の理解促進に取り組みます。

第2 所要の対応

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- (1) 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について、周知広報を行います。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには、市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解の促進を図ります。【健康増進課】
- (2) 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。【健康増進課】

第2節 初動期

第1 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保した医療提供体制で対応可能となるようにします。このため、市内のまん延防止やまん延時に迅速に対応できるよう準備等を行います。

第2 所要の対応

1 市内でのまん延防止対策の準備

- (1) 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。【健康増進課・全課】
- (2) 市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を実践するよう促します。【健康増進課・商工観光課】
- (3) 市は、児童施設等において、感染対策を徹底します。【子育て支援課・こども保育課】
- (4) 市は、小・中学校において、感染対策について児童・生徒への指導を徹底します。

【教育総務課・教育指導課】

- (5) 市は、様々な媒体を活用し、市民への感染症に対する注意喚起を行います。【企画政策課・健康増進課】
- (6) 市は、市内公共施設の利用やイベント等の開催にあたっては、感染対策の徹底を図ります。【関係課】

第3節 対応期

第1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護します。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。

第2 所要の対応

1 まん延防止対策の実施内容

- (1) 市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を実践するよう一層促します。【健康増進課・商工観光課】
- (2) 市は、児童施設等において、感染対策を徹底します。【子育て支援課・こども保育課】
- (3) 市は、小・中学校において、感染対策について児童・生徒への指導を徹底します。

【教育総務課・教育指導課】

- (4) 市は、様々な媒体を活用し、市民への感染症に対する注意喚起を行います。【企画政策課・健康増進課】
- (5) 市は、市内公共施設の利用やイベント等の開催にあたっては、感染症対策を徹底するとともに実施の有無についても協議します。【関係課】
- (6) 市は、職員の分散勤務やリモートワークの推進を図り、職員に感染が発生した場合は、勤務体制の調整を行います。【総務課】
- (7) 市は、市内事業者等における自主的な感染対策を促します。【健康増進課・商工観光課】

第4章 ワクチン

第1節 準備期

第1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるよう、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制について着実に準備を進めるとともに、新型コロナ対応を踏まえ、機動的に集団接種を運用できるよう関係機関との調整を行います。

ワクチンの接種体制について、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するため、市は、国及び県のほか、市内医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行います。

第2 所要の対応

1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。【健康増進課】

2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておきます。【健康増進課】

3 接種体制の構築

(1) 接種体制

市は、地域医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行います。【健康増進課】

(2) 特定接種

ア 市は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、国が行う市内事業者に対する周知に協力します。【健康増進課】

イ 市は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国に協力します。【健康増進課】

ウ 市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。【健康増進課】

エ 特定接種の対象となり得る職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛

てに人数を報告します。【健康増進課】

(3) 住民接種

平時からアからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

ア 市は、国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。【健康増進課】

イ 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう取組を進めます。【健康増進課】

ウ 市は、速やかに接種できるよう、地域医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。【健康増進課・教育総務課・教育指導課】

4 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国とともにホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図ります。【健康増進課・企画政策課】

5 DXの推進

市は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築します。【健康増進課・DX推進課】

第2節 初動期

第1 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげます。

第2 所要の対応

1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。【健康増進課】

2 接種体制

(1) 接種体制の構築

市は、地域医師会等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。【健康増進課】

(2) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図ります。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行います。【健康増進課】

(3) 住民接種

ア 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は地域医師会等の協力を得て、その確保を図ります。【健康増進課】

イ 市は、高齢者支援施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢介護課等、地域医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。【健康増進課・高齢介護課】

第3節 対応期

第1 目的

市は、県等の協力を得ながら、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

第2 所要の対応

1 ワクチンや必要な資材の供給

(1) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、ワクチンの供給体制を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。【健康増進課】

(2) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行います。【健康増進課】

(3) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って市内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、融通等を行います。【健康増進課】

(4) 市は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて融通等を行います。【健康増進課】

2 接種体制

(1) 接種体制の構築

ア 市は、地域医師会等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施します。

なお、国により職域接種の方針が示された場合は、事業者に対し、実施に関する正確かつ迅速な情報提供を行います。【健康増進課】

イ 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国及び医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。【健康増進課】

(2) 特定接種

ア 職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

【健康増進課】

(3) 住民接種

ア 予防接種の準備

市は、国と連携し、接種体制の準備を行います。【健康増進課】

イ 予防接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。【健康増進課】

ウ 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。【健康増進課】

エ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢介護課等や地域医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。【健康増進課・高齢介護課】

オ 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。【健康増進課・DX推進課】

(4) 副反応疑い等報告等

ア ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、国との連携のもと、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告され

る予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報収集に努め、市民等への適切な情報提供・共有を行います。【健康増進課】

イ 健康被害に対する速やかな救済

市は、国の協力を得ながら、国から予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底します。

【健康増進課】

(5) 情報提供・共有

市は、国と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行います。

なお、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的根拠に基づく情報発信の徹底に努めます。【健康増進課】

第5章 保健

第1節 準備期

第1 目的

市は、感染症発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を把握する体制を平時から構築するとともに、関係機関等の役割分担を明確化し、それらが相互に密接に連携できるようにします。

また、感染症にかかる情報を市民等に積極的に提供・共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、感染症有事の際の迅速な情報共有と連携の基盤作りを行います。

第2 所要の対応

1 連携体制の構築

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県連携協議会等を活用し、平時から県、保健所、県内市町村、医療機関、医療関係団体、消防機関等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化します。【健康増進課】
- (2) 市は、県が行う感染症有事における陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の陽性者への食事の提供等の実施、宿泊施設の確保等のための連携体制の構築に協力します。【健康増進課・福祉課・農政課・商工観光課】
- (3) 市は、県が行う健康観察の実施体制の整備に協力します。【健康増進課】

2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- (1) 市は、国や県から提供された情報をはじめ、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動や対策等について、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行います。

また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けコールセンター等の設置をはじめとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、感染症有事の際に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにします。【健康増進課・企画政策課】

- (2) 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に資する方法等を整理します。【企画政策課・健康増進課】

- (3) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控

える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。【企画政策課・地域振興課・健康増進課】

(4) 市は、県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、感染症有事において適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮します。【健康増進課・企画政策課・地域振興課・福祉課・高齢介護課・教育総務課・教育指導課】

第2節 初動期

第1 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要であります。

市は、感染症有事体制への移行準備を進めるとともに、市民に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減します。

第2 所要の対応

1 感染症有事体制への移行準備

市は、県の感染症有事における保健所人員体制等への交替要員の応援派遣要請に対応する準備を進めます。【健康増進課】

2 市民等への情報発信・共有の開始

市は、国が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等を市民等へ周知するとともに、Q&Aの公表や市民等向けコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築します。

また、双方向的なコミュニケーションの環境を整え、リスク認識や対策の意義を共有します。【健康増進課】

第3節 対応期

第1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、関係機関等との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を守ります。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにします。

第2 所要の対応

1 主な対応業務の実施

(1) 健康観察及び生活支援

ア 市は、県が実施する健康観察に協力します。【健康増進課】

イ 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。【健康増進課・福祉課・農政課・商工観光課】

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ア 市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行います。【健康増進課・企画政策課】

イ 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、県と連携し、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行います。【健康増進課・企画政策課・地域振興課・福祉課・高齢介護課・教育総務課・教育指導課】

2 感染状況に応じた取組

(1) 迅速な対応体制への移行

市は、県の感染症有事における保健所人員体制等への交替要員の応援派遣要請に対応します。【健康増進課】

(2) 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

市は、県が実施する自宅療養者への食事の提供等に協力します。【健康増進課・福祉課・農政課・商工観光課】

第6章 物資

第1節 準備期

第1 目的

感染症対策物資等は、感染症有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものであります。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにします。

第2 所要の対応

1 感染症対策物資等の備蓄等

市は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

なお、備蓄については、災害対策基本法（昭36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。【健康増進課】

2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

(1) 市は、県と連携し、医療機関等に対して、可能な限り、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請します。【健康増進課】

(2) 市は、県と連携し、社会福祉施設に対して、可能な限り、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう呼び掛けます。【健康増進課】

3 感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者への要請

市は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、感染症有事においても可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策の実施について要請することを、県を通じて国に働き掛けます。【健康増進課】

第2節 初動期

第1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であります。

そのため、市は、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進します。

第2 所要の対応

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、医療機関等に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた上で、必要な感染症対策物資等を備蓄・配置しているかを確認するよう、要請します。【健康増進課】

2 円滑な供給に向けた準備

(1) 市は、感染症対策物資等の供給が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資

等の業界団体や生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対し、生産の要請その他必要な対応を行うよう、県を通じて国に要請します。【健康増進課】

(2) 市は、県と連携し、医療機関等に対し、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合においては、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請します。【健康増進課】

第3節 対応期

第1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であります。

そのため、初動期に引き続き、市は、国及び県と連携した生産要請や医療機関等に対する確保要請等を行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保します。

第2 所要の対応

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

(1) 市は、県と連携し、医療機関等に対し、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認するよう要請します。【健康増進課】

さらに、市は、県と連携し、医療機関に対し、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請します。【健康増進課】

(2) 市は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、新型インフルエンザ等の感染拡大に伴う感染症対策物資等の需要の急増や流通量が増加する可能性を踏まえつつ、安定的かつ速やかに感染症対策物資等を対象地域へ届けるために必要な対応を行うよう要請することについて、県を通じて国に働き掛けます。【健康増進課】

2 不足物資の供給等適正化

(1) 市は、感染症対策物資等の供給が不足している場合又は今後不足するおそれがある場合は、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対し、生産や輸入等の促進の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うよう、県を通じて国に要請します。【健康増進課】

(2) 市は、医療機関等の個人防護具の備蓄状況等や上述の生産事業者等への生産要請等を踏まえても、なお個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行います。【健康増進課】

3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、国、地方公共団体及び指定地方公共機関等との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、それぞれの機関が備蓄

する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努めます。【健康増進課】

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

第1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。市は、自ら必要な準備を行なながら、市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。

第2 所要の対応

1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。【安心安全課・健康増進課】

2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。【DX推進課・関係課】

3 物資及び資材の備蓄

(1) 市は、第6章物資第1節準備期・第2・1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。【安心安全課】

(2) 市は、市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。【安心安全課・健康増進課】

4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を決めておきます。【福祉課・高齢介護課・地域振興課・農政課・商工観光課】

5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県が実施する火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握及び火葬又は埋葬を行なうための体制整備に協力します。【環境課】

第2節 初動期

第1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛けます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

第2 所要の対応

1 事業継続に向けた準備等の要請

- (1) 市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じ、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員への休暇取得の奨励、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。【商工観光課】
- (2) 市は、県と連携し、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。【商工観光課】

2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けます。

また、市は、県と連携し、事業者に対し、生活関連物資の価格が高騰しないため、また買占め及び売惜しみを生じさせないための要請を行うよう、国に要請します。【商工観光課】

3 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起きた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。【環境課】

第3節 対応期

第1 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。

第2 所要の対応

1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

- (1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。【健康増進課・福祉課・高齢介護課・子育て支援課】

(2) 生活支援を要する者への支援

ア 市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。【福祉課・高齢介護課・地域振興課・農政課・商工観光課】

イ 市は、新型インフルエンザ等の感染拡大により、生活困窮となった方への相談と支援を行います。【福祉課】

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。【教育総務課・教育指導課】

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、市民の生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び県と連携して必要な対策を講じます。【商工観光課】

イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。【商工観光課】

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講じます。【商工観光課】

エ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。【商工観光課】

(5) 埋葬・火葬の特例等

ア 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働するよう求めます。【市民課・環境課】

イ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施で

きるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。【市民課・環境課】

ウ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行います。【市民課・環境課】

エ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。【市民課・環境課】

オ 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。【市民課・環境課】

カ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。【市民課・環境課】

キ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。【市民課】

2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。【商工観光課】

(2) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。【上下水道課】

用語集（五十音順）

用語	内容
埼玉県地域保健医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき、県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
衛生研究所等	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）のこと。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染者	市行動計画上では、新型インフルエンザ等の感染症に罹患した者をいう。なお、感染者には無症状者等り患したことによる自覚な者を含む。また、陽性者とは、検査等を経て、罹患したことが判明した者をいう。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。なお、その他の物資には、例えば消毒液等（医薬品でないもの）が含まれる。
感染症有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（B C P）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

用語	内容
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
国等	国及び国立健康危機管理研究機構（J I H S）。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求める。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
県等	県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
埼玉版F E M A	発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。 感染症危機対応において、埼玉版F E M Aは、県行動計画の実効性を確保するため、主体的な役割を果たすべき取組として位置付けており、連携協議会の委員を含め、全てのステークホルダーが不斷に訓練を繰り返すことにより“関係機関同士の強固な連結を推進”し、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認する。
指定行政機関	災害対策基本法第2条第3号に基づき、国の行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。
指定公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。
指定地方公共機関	特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。
指定地方公共機関等	指定地方公共機関及び指定公共機関。
市民等	市民及び市内事業者。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

用語	内容
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）のこと。市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
予防計画	感染症法第10条に規定する県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。県では、地域保健医療計画の一部（第3部第2章第5節 感染症医療）として策定している。

用語	内容
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
PDCA	P l a n (計画)、D o (実行)、C h e c k (評価)、A c t i o n (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年 月

発 行 ／ 白岡市

編 集 ／ 白岡市健康福祉部健康増進課(保健センター)
〒349-0215
白岡市千駄野445番地
電話0480-92-1201